

# 宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生について

資料1：宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生の確認について

資料2：鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話

参考1：高病原性鳥インフルエンザについて

参考2：農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部決定事項

平成19年1月15日  
農林水産省消費・安全局

平成19年1月15日  
農 林 水 産 省

## 宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの発生の確認について

### 1 農場の概要

宮崎県宮崎郡清武町、肉用種鶏飼養農場（飼養羽数：約12,000羽）

### 2 ウイルスの同定

- (1) 1月12日、当該農場の飼養鶏からA型鳥インフルエンザウイルスと思われるウイルスが分離されたため、13日、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所において、ウイルスの同定を行ったところ、当該ウイルスが、H5亜型のA型インフルエンザであることが確認された。
- (2) なお、動物衛生研究所では、引き続き、分離されたウイルスの性状の検査を行い、当該ウイルスの病原性や遺伝子型等を確認する作業を実施している。

### 3 防疫対応の状況

- (1) 13日、高病原性鳥インフルエンザと確認されたことから、
  - ① 同日付けで当該発生農場の周辺農場における移動制限を実施する（半径10km以内に16戸、約19万4千羽）
  - ② 当該発生農場における飼養家きんの殺処分を昨日（14日）完了する等の防疫措置を実施しているところである。
- (2) また、農林水産省としては、12日の高病原性鳥インフルエンザ対策本部決定事項に基づき、速やかに高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム設置し、感染経路の究明を行う。

#### 【報道機関へのお願い】

- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

これまで、鶏卵や鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は、世界的に報告はありません。

平成19年1月13日

鳥インフルエンザの発生に関する食品安全委員会委員長談話

1. 今回、農林水産省から、宮崎県におけるH5亜型の鳥インフルエンザの発生が発表されました。
2. 食品安全委員会の見解は、平成16年3月に発表した「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」（平成17年12月更新）（別添）のとおりですので、国民の皆様には、冷静に対応していただきますようお願いいたします。

2004年 3月11日

2005年12月15日 更新

## 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

### 鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

○ 万が一、食品に鳥インフルエンザウイルスがついたとしても、現在のところ、わが国においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトが感染することは考えられません。

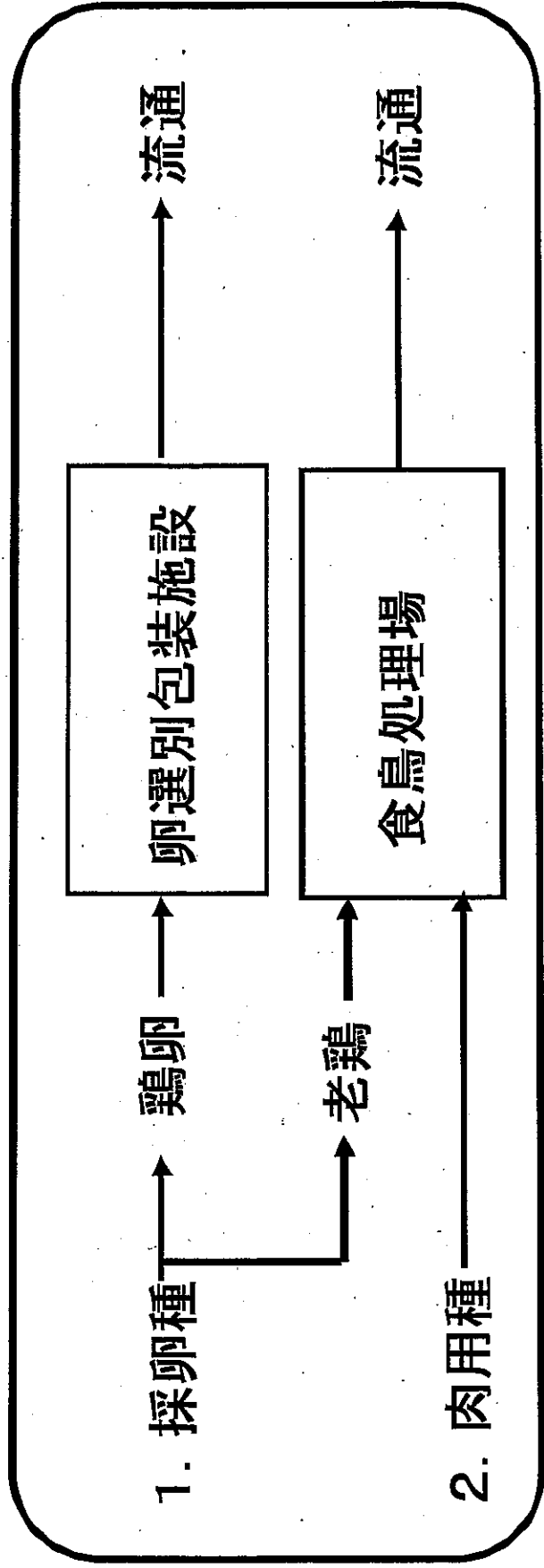
- ・ 酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
- ・ ヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥のものとは異なること
- ・ 通常の加熱調理で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全

○ これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染した例は、世界的に報告はありません。海外でヒトが感染した例は、感染した鳥と密接に接触したヒトがごくまれに呼吸器を通じてウイルスが細胞に入り込んで感染したものと考えられています。

なお、WHO（世界保健機関）は、鶏などの家きん類にH5N1亜型が集団発生している地域（東南アジア等）では、鶏肉や鶏卵を含む、家きん類の肉及び家きん類由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理（全ての部分が70℃に到達すること）及び適切な取扱いを行うことが必要であるとしています。

鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています。

- 国産の鶏卵は、卵選別包装施設(GPセンター)で、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で洗卵されています。
- 国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60℃のもとで脱羽され、最終的に次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されています。



# 高病原性鳥インフルエンザについて

## 1 感受性動物

鶏、あひる、七面鳥、うずら

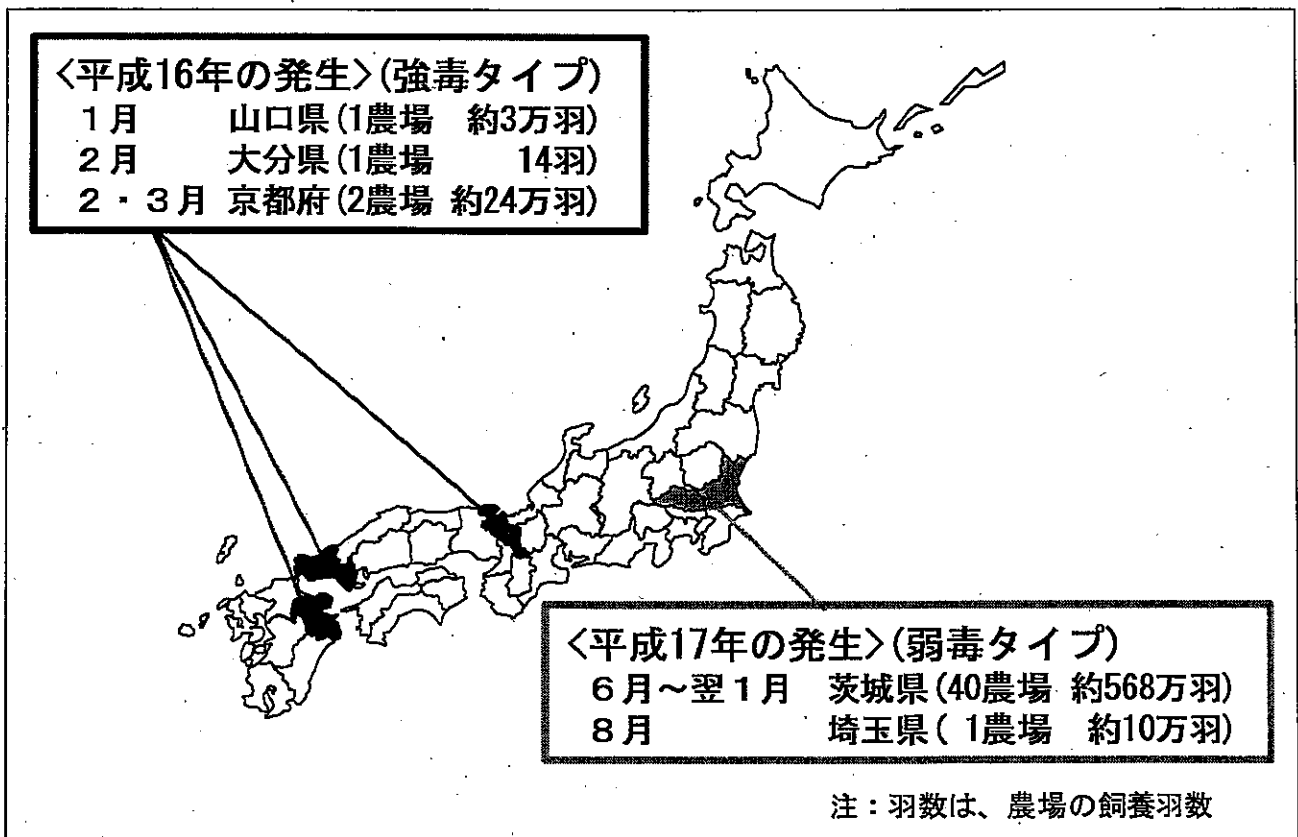
## 2 特徴

- (1) 他の鶏等への伝播力が強い。
- (2) 強毒タイプは、呼吸器症状等が見られ、死亡率が極めて高い。
- (3) 弱毒タイプは、死亡率は高くないが、強毒タイプに変異する可能性がある。

## 3 これまでの発生状況

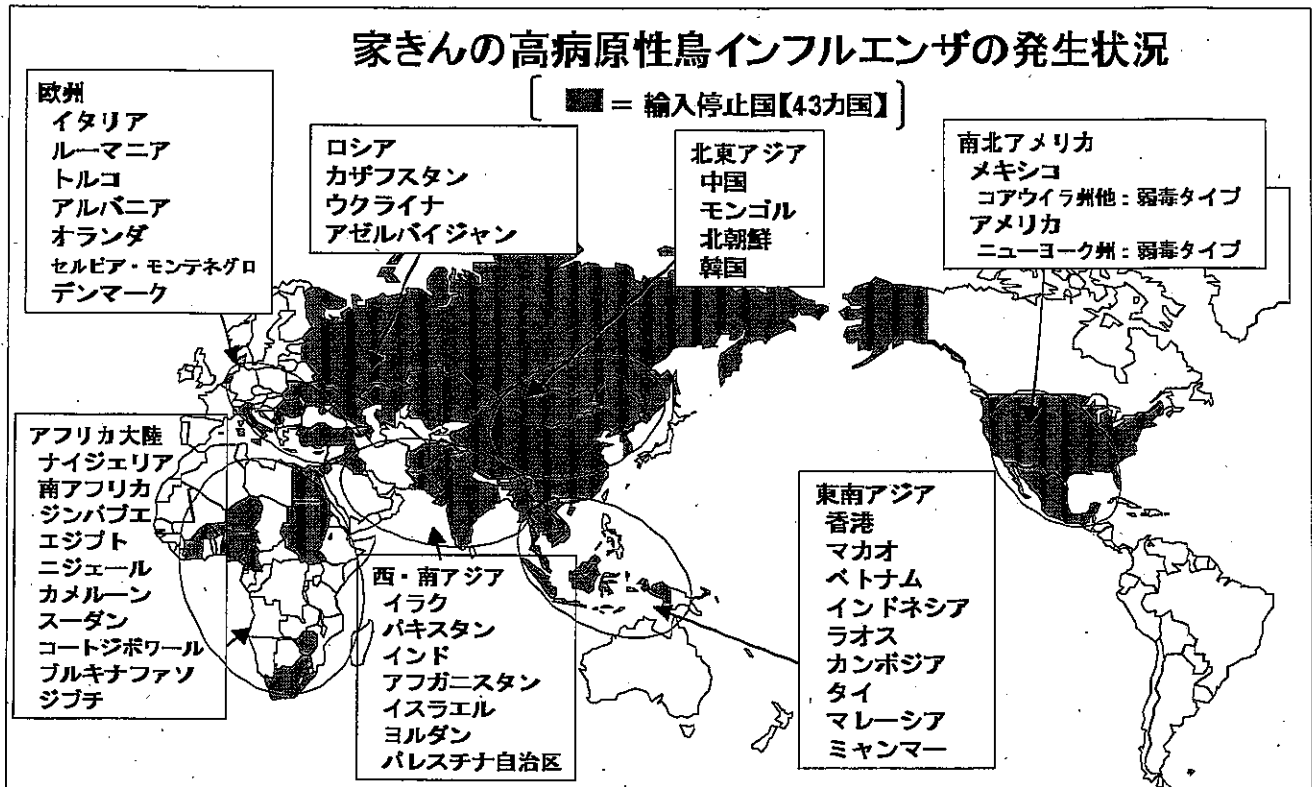
### (1) 国内の発生状況

国内では大正14年に発生して以来、平成16年に79年ぶりに強毒タイプが発生（山口県（1月）、大分県（2月）、京都府（2・3月））した。また、平成17年6月以降、茨城県等で弱毒タイプが発生した。いずれも、既に清浄化が図られている。



## (2) 海外の発生状況

アジアを中心に世界43か国において発生が報告され（1月12日時点）、ヒトからヒトに感染する新型インフルエンザの発生も懸念されている。なお、昨年11月には韓国で発生しており、1月12日現在、4件の発生が報告されている。



### 4 これまでの対策

- (1) 高病原性鳥インフルエンザについては、治療法がなく、ワクチンでは感染を完全に防げないため、発生した場合は、発生農場の飼養鶏の殺処分等によるまん延防止措置を実施している。
- (2) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防については、農場出入り口での消毒、野鳥の侵入防止等の衛生管理対策が重要である。
- (3) 農林水産省では、これまでも、①空港における靴底消毒等の水際措置の実施、②国内でのサーベイランスの実施、③異常家きんの早期発見・早期通報の徹底、④野鳥等の侵入を防止するためのウインドレス鶏舎や防鳥ネットの整備に対する助成等の対策を推進している。
- (4) なお、鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていない。

平成19年1月12日

## 農林水産省高病原性鳥インフルエンザ対策本部決定事項

- 1 宮崎県に農林水産省の専門家を派遣し、連絡調整を図るとともに、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、引き続き必要なまん延防止措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 今回の事例を踏まえ、都道府県に対し、農場への緊急立入調査等により、異常がないことを確認するとともに、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- 3 関係府省と十分連携を図りつつ、鶏卵及び鶏肉の安全性に関する消費者及び流通業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努める。
- 4 高病原性鳥インフルエンザと確認された場合には、速やかに疫学調査チームを立ち上げ、感染経路の究明を行う。